

三次市土地改良区単独補助事業補助金交付要綱

(平成 11 年 3 月 12 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 三次市土地改良区は農用地の利用上必要な土地改良施設の維持管理又は農用地の改良・保全のため必要な事業（以下「事業」と言う。）を支援するため、理事長が適当と認める者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金交付の対象等)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書を理事長が定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書並びに添付書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書 別記様式第 1 号
- (2) 誓約書 別記様式第 2 号
- (3) 受益反別調書 別記様式第 3 号

(交付の条件)

第 4 条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合、次に掲げる条件を附する。

- (1) 事業に要する経費に変更を生じた場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。但し、事業に要する経費が増額となっても、当初決定の補助金の額は増額されない。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合においては、速やかに理事長に承認を受けること。
- (3) 事業を予定工期内に完了し、理事長が定める日までに理事長の完了検査を受けること。
- (4) 補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することがある。
- (5) 事業の目的・条件に反する場合、又は事業の実施が困難と理事長が判断した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

(交付の決定の通知)

第 5 条 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該補助金の交付の決定の内容に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前条の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

3 第 1 項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、第 5 条の交付の決定の通知を受領した日から起算して 30 日にあたる日までの期間とする。

(完了届)

第7条 補助金の交付の対象事業を完了したものは、完了届を理事長が定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の完了届の様式は、別記様式第4号のとおりとする。

(交付の請求)

第8条 補助金の交付の対象事業者は、第4条第1項第3号の理事長の検査が完了した時に、補助金交付請求書を、理事長に提出しなければならない。

2 前項の請求書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、その提出期限は理事長が別に定める。

(補助金の交付)

第9条 理事長は、前条の請求書を受理した日から60日以内に補助金を交付する。

附 則

1. この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
2. 第3条第1項の補助金交付申請を提出する期限は、毎年度末までとする。
3. 第4条第1項第3号の理事長の完了検査の期限は、完了届提出後20日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。
4. 第7条第1項の完了届を提出する期限は、事業完了後10日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日とする。
5. 第8条第2項の請求書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった会計年度の翌会計年度の4月30日とする。
6. 第2条(補助金交付の対象等)の別表第1は、次のとおりとする。

対象事業採択基準	経費及び補助率	
	経費	補助率
1. 土地改良施設の新設、管理、改良に必要な工事 2. 農用地の改良若しくは保全のため必要な工事 3. その他農用地の改良又は保全のため必要な工事	事業に要する経費を10万円以上30万円未満とする。	事業に要する経費の50%以内 (千円未満の端数は、切捨てるものとする。

7. この要綱の変更は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱の変更は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱の変更は、平成30年12月12日から施行し(平成30年12月12日開催「第4回理事会」承認)平成30年7月5日から適用する。
この要綱の変更は、令和5年4月1日から施行する。